

京都市告示第 401 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成 17 年 11 月 9 日

京都市長 榊本 頼兼

1 指定区域

京都市伏見区深草宮谷町 9 番地 6, 9 番地 7, 9 番地 8 の一部, 9 番地 10, 9 番地 11, 9 番地 12, 9 番地 13 の一部, 9 番地 14, 9 番地 15, 9 番地 16 及び 10 番地 1  
京都市伏見区深草大亀谷大谷町 37 番地

2 法施行規則第 12 条の 33 の規定による埋立地の区分

法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

(環境局事業部廃棄物指導課)